

群馬県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 群馬県における依存症に関する医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 専門医療機関の選定は、群馬県知事がこれを行い、県内に所在地を有する保健医療機関について実施する。

2 治療拠点機関の選定は、群馬県知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関の中から実施する。

(申請手続き)

第3条 専門医療機関又は治療拠点機関に選定されることを希望する保健医療機関は、群馬県知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書類の受付は、群馬県健康福祉部障害政策課精神保健室において行う。

(選定の要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の「依存症専門医療機関および依存症治療拠点機関 選定基準」のとおりとする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合は、群馬県知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさないこととなった保健医療機関は、第10条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

(審査)

第5条 群馬県知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の選定基準を満たしていると認めた場合は、速やかに当該保健医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 群馬県知事は、申請書類に不備や不足等があった場合は、申請した保健医療機関に対して補正を求めることができる。

3 群馬県知事は、第1項の審査において必要がある場合は、申請した保健医療機関に対して添付書類の追加提出を求めることができる。

4 群馬県知事は、第1項の審査において必要がある場合は、申請した保健医療機関において実地審査をすることができる。

(選定の通知)

第6条 群馬県知事は、保健医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2）により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 群馬県知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、群馬県のホームページ上に掲載することにより公表する。

(報告)

第8条 専門医療機関は、前年度の実績を翌年度の4月末までに、別に定める様式により群馬県知事に報告しなければならない。

- 2 専門医療機関は、前項とは別に、依存症対策全国拠点機関（以下「全国拠点機関」という。）又は群馬県知事が指定する治療拠点機関から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。
- 3 治療拠点機関は、前年度の実績を翌年度の4月末までに、別に定める様式により群馬県知事に報告しなければならない。
- 4 治療拠点機関は、専門医療機関の連携拠点として活動実績を取りまとめ、群馬県と連携の上、全国拠点機関等に報告しなければならない。

(選定要件の確認)

第9条 群馬県知事は、選定された専門医療機関及び治療拠点機関が第4条第1項及び第2項の選定の基準を満たしているかについて、適時、確認を行うことができる。

(選定の解除)

第10条 第4条第1項及び第2項の基準を満たさなくなった保健医療機関は、群馬県知事に対して速やかに辞退届（様式3）を提出しなければならない。

- 2 群馬県知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査の上、速やかに解除通知（様式4）を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保健医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条第1項及び第2項の基準を満たしていないことが判明した場合は、群馬県知事は、職権によって選定の解除を行うことができる。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知（様式4）により当該保健医療機関に通知する。

(広告)

第11条 専門医療機関及び治療拠点機関は、専門医療機関又は治療拠点機関であることを広告することができる。なお、広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症を明示するものとする。

(秘密の保持)

第12条 専門医療機関及び治療拠点機関は、依存症患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。